

魚津市公民館類似施設建設等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、魚津市公民館類似施設建設等補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公民館類似施設」とは、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第42条の規定により設置されるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、町内会等の自治組織(以下「自治会等」という。)が公民館類似施設の建設等を行う際に要する経費(用地に係る費用及び事務費、備品費等は除く。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付基準等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 設置又は工事計画概要書

(2) 建物の平面図、立面図、構造図、室名、用途面積等

(3) 設計図書、見積等

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請された書類を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、これを当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 前条の規定により、交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の著しい変動

(2) 補助事業費の増減

(3) 補助事業の中止又は廃止

2 補助事業者は、補助事業が予定期限内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(交付決定の取消等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消

し、又はその内容を変更することができる。

(1) 補助事業者がこの要綱に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助金の交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認める場合

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに規則第12条に定める補助事業等実績報告書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたとときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金の交付は、精算払とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(魚津市公民館類似施設設置補助金交付要綱の廃止)

2 魚津市公民館類似施設設置補助金交付要綱（平成5年魚津市教育委員会告示第9号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	対象経費	補助基準単価	補助率	補助限度額
新築又は全面改築	施設の新築（全面改築）に要する工事費	1㎡あたり15万円	10分の1	200万円
既存建物の購入、寄付等による取得（改装及び増築を含む。）	(1)建物取得費 (2)改装及び増築工事費並びに付帯工事費		20分の1	100万円
修繕	破損した箇所等の復旧、施設の変更又は設備等を付加する工事で経費が100万円以上のもの。ただし、施設のバリアフリーに係る工事については、下限を適用しない。		5分の1	50万円

備考

- 1 新築又は全面改築の場合、公共事業に係る補償又は他の類似する公の補助制度による補助を受けていないものに限る。
- 2 全面改築の場合、建築の日から20年経過したものに限る。
- 3 既存建物の購入、寄付等による取得の場合、既存建物が公共事業に係る補償又は他の類似する公の補助制度による補助を受けているときは、補助を受けた翌年度から起算して20年経過したものに限る。
- 4 修繕の場合、建築の日から20年経過したものに限る。
- 5 前にこの要綱による補助を受けて修繕している場合、その翌年から起算して10年経過したものに限る。
- 6 修繕には、畳その他の造り付け以外の家具の取替え及びエアコン等家電製品の設置は含まない。
- 7 施設のバリアフリーに係る工事とは、手すりの設置、和式便所から洋式便所への変更、段差解消のためのスロープの設置等高齢者や障害者等が利用しやすい施設又は設備へと改修する工事をいう。
- 8 補助基準単価に面積を乗じた額よりも実支出額が低い場合は、実支出額に補助率を乗じた額を補助金額とする。
- 9 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。